

# 定 款

株式会社 L e T e c h

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社LeTechと称し、英文ではLeTech Corporationと表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理ならびに販売代理業
- 2 分譲、賃貸マンション、事務所、店舗ビルの総合管理
- 3 駐車場の管理
- 4 戸建、マンションのリフォーム及びインテリアコーディネイト業務
- 5 住宅地、別荘地の開発造成
- 6 戸建、マンションの建設ならびに分譲
- 7 土木、建築工事の設計、施工請負ならびに監理
- 8 資産運用に関するコンサルタント業務
- 9 経営コンサルタント業務
- 10 企業の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関する指導、仲介及び斡旋
- 11 広告代理店業
- 12 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 13 労働者派遣事業
- 14 飲食店の経営
- 15 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 16 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- 17 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- 18 介護保険法に基づく次の居宅サービス事業
  - ① 訪問介護
  - ② 訪問入浴介護
  - ③ 訪問看護
  - ④ 訪問リハビリテーション
  - ⑤ 通所介護
  - ⑥ 居宅療養管理指導
  - ⑦ 通所リハビリテーション
  - ⑧ 短期入所生活介護
  - ⑨ 短期入所療養介護
  - ⑩ 福祉用具貸与

- ⑪ 特定福祉用具販売
- 19 介護保険法に基づく次の介護予防サービス事業
- ① 介護予防訪問介護
  - ② 介護予防訪問入浴介護
  - ③ 介護予防訪問看護
  - ④ 介護予防訪問リハビリテーション
  - ⑤ 介護予防通所介護
  - ⑥ 介護予防居宅療養管理指導
  - ⑦ 介護予防通所リハビリテーション
  - ⑧ 介護予防短期入所生活介護
  - ⑨ 介護予防短期入所療養介護
  - ⑩ 介護予防特定施設入所者生活介護
  - ⑪ 介護予防福祉用具貸与
  - ⑫ 特定介護予防福祉用具販売
- 20 介護保険法に基づく次の地域密着型サービス事業
- ① 夜間対応型訪問介護
  - ② 認知症対応型通所介護
  - ③ 認知症対応型共同生活介護
  - ④ 小規模多機能型居宅介護
  - ⑤ 介護予防認知症対応型通所介護
  - ⑥ 介護予防認知症対応型共同生活介護
  - ⑦ 介護予防小規模多機能型居宅介護
  - ⑧ 地域密着型特定施設入居者生活介護
  - ⑨ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 21 介護保険法に基づく福祉用具貸与事業及び特定福祉用具の販売に関する事業
- 22 介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護事業
- 23 介護保険法に基づく介護予防特定施設入居者生活介護事業
- 24 法適用外での居宅介護サービス事業
- 25 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- 26 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- 27 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- 28 高齢者等に対する食事の提供及び配食に関する業務
- 29 ホームヘルパーの養成研修に関する業務

- 30 介護支援専門員の養成研修に関する業務
- 31 在宅介護支援センターの運営に関する業務
- 32 介護予防運動（高齢者等の筋力向上トレーニング等）指導員の養成研修に関する業務
- 33 地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者としての公共施設の管理運営業務
- 34 サービス付き高齢者向け住宅の設置・運営・管理
- 35 高齢者賃貸住宅の設置・運営・管理
- 36 有料老人ホームの設置・運営・管理
- 37 特定旅客自動車運送事業及び一般旅客自動車運送事業
- 38 福祉・医療に関する調査・企画・立案・運営
- 39 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
- 40 第二種金融商品取引業
- 41 建築物の設計及び工事監理
- 42 建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査又は鑑定、建築に関する法令又は条例に基づく手続き等の代理
- 43 不動産特定共同事業法に基づく事業
- 44 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役
- 3 監査役会
- 4 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、12,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。

普通株式	11,998,000株
A種種類株式	2,000株

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の普通株式の1単元の株式数は、100株とし、A種種類株式の1単元の株式数は1株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第2章の2 A種種類株式

### (剰余金の配当)

第11条の2 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下「A種種類株主等」という。）に対し、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（普通株主と併せて以下「普通株主等」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により支払われる金銭を、以下「優先配当金」という。）を行う。また、当該剰余金の配当の基準日から当該剰余金の配当が行われる日までの間に、当会社がA種種類株式を取得した場合、当該A種種類株式につき当該基準日に係る剰余金の配当を行うことを要しない。なお、優先配当金に、各A種種類株主等の保有に係るA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

- 2 A種種類株式1株当たりの優先配当金の額は、1,000,000円（以下「払込金額相当額」という。）に、3.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日（但し、当該剰余金の配当の基準日が令和5年7月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日）（同日を含む。）から当該剰余金の配当の基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額とする。除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中に、当該剰余金の配当の基準日以前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりの優先配当金の額は、その各配当における優先配当金の合計額を控除した金額とする。
- 3 ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度の末日を基準日とする優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度の初日（同日を含む。）以降に累積する。累積した不足額（A種種類株式1株当たりの累積未払金の額を、以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金の支払並びに普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種種類株主等に対して配当する。
- 4 当会社は、A種種類株主等に対しては、優先配当金及びA種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸收分割手続の中で行

われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される  
剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1  
項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当  
についてはこの限りではない。

(残余財産の分配)

第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等に  
先立ち、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額  
及び第2項に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」  
という。）の金銭を支払う。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権  
利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当  
該端数は切り捨てる。

- 2 A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる  
日（以下「分配日」という。）の属する事業年度において、分配日を基準日として  
優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、前条第2項に従い計算される優  
先配当金相当額とする。
- 3 A種種類株主等に対しては、第1項のほか、残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第11条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決  
権を有しない。

(金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）)

第11条の5 A種種類株主は、令和4年9月30日以降、いつでも、当会社に対して金銭を  
対価としてA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」  
という。）することができる。この場合、当会社はA種種類株式1株を取得するの  
と引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における分配可能  
額（会社法第461条第2項所定の分配可能額をいう。以下同じ。）を限度として、  
法令上可能な範囲で、当該効力が生じる日に、当該A種種類株主に対して、第2項  
に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。なお、償還請求日  
における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種種類株式  
の数は、償還請求が行われたA種種類株式の数に応じて比例按分した数とする。

- 2 A種種類株式1株当たりの償還価額は、以下①の算式によって計算される額（以下  
「基本償還価額算式」という。）、又は償還請求日に先立つ45取引日目に始まる連  
続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）  
が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値の90%に相当する

額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）を用いて以下②の算式によって計算される額（以下「株価連動償還価額算式」という。）のいずれか高い方の金額とする。

①（基本償還価額算式）

$$\text{基本償還価額} = 1,000,000 \text{ 円} \times (1 + 0.10)^{m+n/365} - (\text{配当})$$

②（株価連動償還価額算式）

$$\text{株価連動償還価額} = 1,000,000 \text{ 円} \times (\text{VWAP } 90\% \div \text{転換価額})$$

払込期日（同日を含む。）から償還請求日（同日を含む。）までの期間に属する日の日数を「m年とn日」とする。

- 3 債還請求の効力は、債還請求書が債還請求受付場所に到着したときに発生する。

（普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権））

第11条の6 A種種類株主は、令和4年9月30日以降、いつでも、法令上可能な範囲で、当会社に対して、第2項に定める数の普通株式（以下「転換対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「転換請求」という。）できるものとし、当会社は、当該転換請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、転換対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

- 2 A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、転換請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、第3項乃至第4項で定める転換価額で除して得られる数とする。なお、第2項においては、第11条の3第2項に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「転換請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、転換請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

- 3 転換価額は350円とする。

4 転換価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により転換価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」

は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後転換価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- ③ 下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。調整後転換価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{aligned} & \text{調整後転換価額} \\ & = \text{調整前転換価額} \end{aligned}$$

$$\times \frac{\left( \begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} \\ - \text{当会社が保有する} \\ \hline \text{普通株式の数} \end{array} \right) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\left( \begin{array}{l} \text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} \right)}$$

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記（d）に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての

場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本号において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

- ⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本号において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、転換価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後転換価額とする。調整後転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本号による転換価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、転換価額の調整を適切に行うものとする。
  - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために転換価額の調整を必要とするとき。
  - ② 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく

調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (③) その他、発行済普通株式数（但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
  - (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
  - (d) 転換価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
  - (e) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。
- 5 転換請求の効力発生は、転換請求に要する書類が転換請求受付場所に到着したときに発生する。
- 6 当会社は、転換請求の効力発生後、当該転換請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

#### (金銭を対価とする取得条項)

第11条の7 当会社は、令和6年3月31日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の35取引日前までに書面による同意を得た上で、法令上可能な範囲で、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（A種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。）（以下「金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、第11条の5第2項の「償還請求日」を「金銭対価償還日」と読み替えて計算される額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。

また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

#### (株式の併合又は分割)

第11条の8 法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株式について株式の併合又は分割は行わない。A種種類株主には、募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、株式又は新株予約権の無償割当てを行わない。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年10月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に隨時これを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年7月31日とする。

#### (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### (株主総会議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

#### (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(種類株主総会)

第18条の2 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会について準用する。

- 2 第14条、第16条、第17条及び第18条の規定は、種類株主総会について準用する。
- 3 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は8名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議方法)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

- 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (監査役の員数)

第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

### (監査役の選任)

第31条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 当会社は会社法第329条第3項の規定に基づき、法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

### (監査役の任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないものとする。

### (常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (監査役会の招集通知)

第34条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

### (監査役会の決議方法)

第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。  
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第6章 会計監査人

(選任方法)

第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。  
2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計算

### (事業年度)

第43条 当会社の事業年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までの1年とする。

### (剰余金の配当の基準日)

第44条 当会社の期末配当の基準日は、毎年7月31日とする。

### (中間配当)

第45条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年1月31日を基準日として中間配当をすることができる。

### (配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2022年9月26日 変更